

措置内容等報告書		
令和〇〇年△△月□□日		
豊田市長	様	報告者 住所 〇〇市△△町×× 氏名 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 ××-××-××××
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。		
管理票	交付番号	12345678901
	交付年月日	令和〇〇年△△月□□日
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 ( ) 2 その他の産業廃棄物 ( 廃プラスチック類 )	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量	2 t	
報告書を提出することとなった事由の区分及び②～⑤に該当する場合にあつては、当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき ( 年 月 日 ) ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき ( 年 月 日 ) ④ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき ( 年 月 日 ) ⑤ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき ( 年 月 日 )	
※ 運搬又は処分の受託者	氏名又は名称	株式会社 △△
	住所	豊田市□□町××

(裏面)

△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法	<b>E票が期限内に返送されなかったため、中間処分業者に確認したところ、中間処理後、まとめて最終処分業者へ運搬するために中間処分業者が廃棄物を保管していた。</b>
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容	<b>中間処分業者に速やかに最終処分場へ搬出し処分するよう指示した。</b>
<p>備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。</p> <p>2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。 (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。 ①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者 ②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者 ③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者 ④の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者 ⑤の場合 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者</p> <p>3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>	

(日本産業規格 A列4番)